

不利益処分 of 処分基準

処	分	の	内	容	特定空家等に対する措置（特定空家等に係る代執行）
根	拠	法	令	及	び条項
所	管	部	課	係	名
処	関	係	条	項	まちづくり未来部建築審査課住宅係
分	基 準 （未設定の場合はその理由）	空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第１６項 新座市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第７条 行政代執行法第２条及び第３条第２項			
		未設定（前例事務処理がないため）			
基 準	参 考 事 項	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）			
	設 定 等 年 月 日	令和６年１０月１日設定（令和　年　月　日最終変更）			